

政令第百五十八号

子ども・子育て支援法附則第十条第四項の規定に基づく保育緊急確保事業に要する費用の補助に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法附則第十条第四項の規定による国の補助は、同法の施行の日の前日の属する年度までの各年度（同日の属する年度（同日が三月三十一日である場合の当該年度を除く。）にあつては、四月一日から同法の施行の日の前日までとする。以下同じ。）において同条第一項に規定する特定市町村又は同条第二項に規定する事業実施市町村が行う同条第一項に規定する保育緊急確保事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣が定める基準に従って行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、子ども・子育て支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

2 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日の前日の項の下欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <p>一 子ども・子育て会議の庶務に関すること。</p> <p>二 同法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に関すること。</p> |
|--|

理由

子ども・子育て支援法の一部の施行に伴い、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対する国の補助に関し必要な事項を定める必要があるからである。